

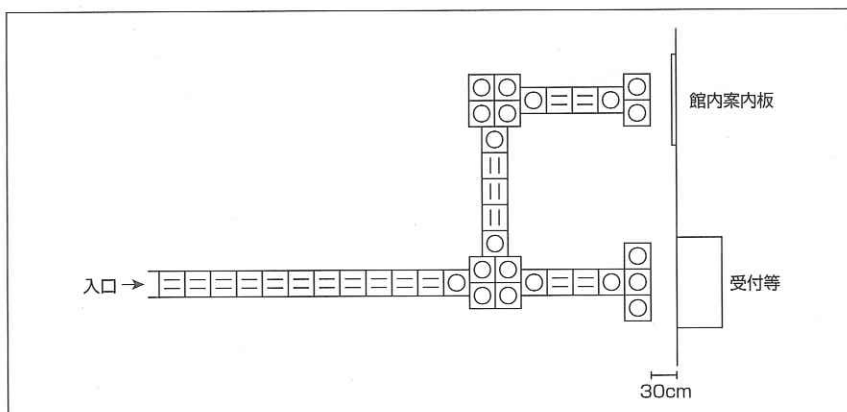
1 建築物

(8) 視覚障害者を誘導する装置③

⑤ 受付カウンター、館内案内板等

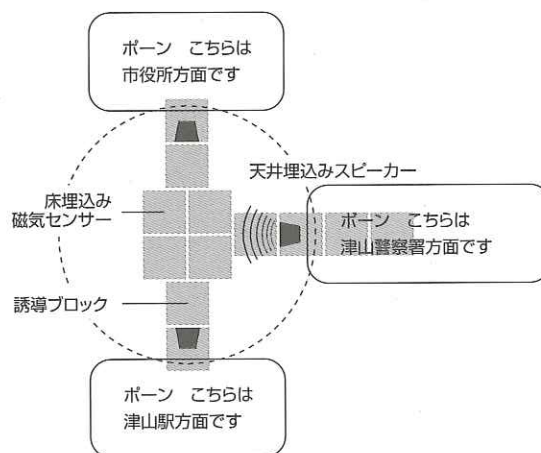
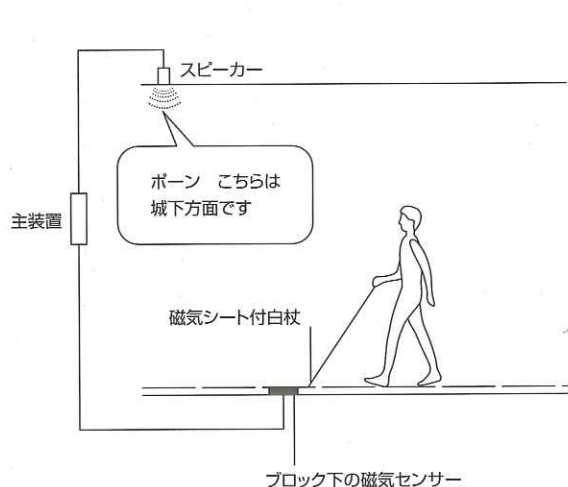
⚠ 受付カウンター、視覚障害者に対応した館内案内板、インターホン等を設置する場合は、出入口等からわかりやすい位置に設置するとともに、その位置まで誘導します。

⚠ 点状ブロックは、目標物の30cm手前に敷設します。

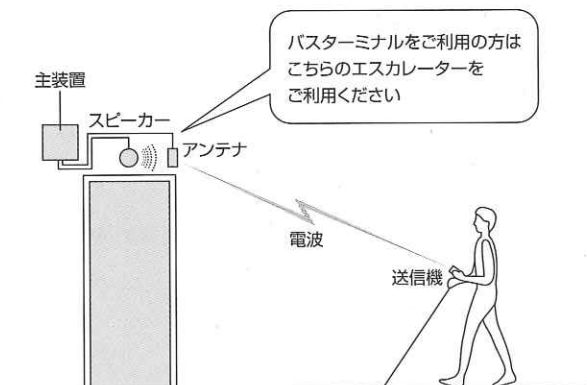


音声誘導装置の例

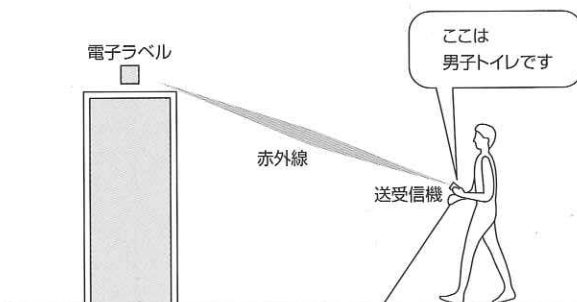
視覚障害者が持つ白杖の先に貼られたシートの磁気の主装置が反応して、固定スピーカーから音声案内を流す装置です。



視覚障害者が入力する小型送信機の電波に主装置が反応して、固定スピーカーから音声案内を流す装置です。



視覚障害者が入力する小型送信機の赤外線に、施設位置の電子ラベル (小型情報蓄積発信器) が反応して、手元のスピーカー (送受信機に内蔵) 又はイヤホンから音声案内を得る装置です。



コラム

心のバリアフリーを進めるために

4 手足の不自由な人への配慮③

■車いすの介助方法

●**段差を上がる**〈車いすは前向きで、「上がりますよ」と声をかけてから〉



①ティッピングバーを片足で踏み、ハンドグリップを手前に引くとキャストが持ち上がります。



②持ち上げたキャスト（前輪）を段にのせ、後輪を段差に押しつけます。

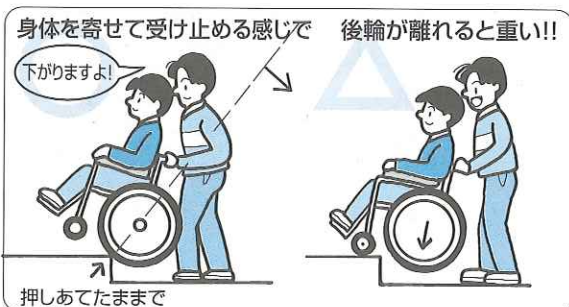


③後輪は無理に持ち上げずに、段差に沿ってタイヤの接地部を支点に半円を描くように後輪を押し上げます。



持ち上げると重い!!

●**段差を下りる**〈車いすは後向きで、「下りますよ」と声をかけてから〉



①ハンドグリップをしっかりと握り、後輪を段に沿って下ろします。ハンドグリップを持ち上げながら下ろすとかなりの力が必要です。



②キャスト（前輪）を上げたまま、後ろに引きます。



③足もとが段に当たらないところまでバックしてから、ティッピングバーを軽く踏みゆっくりとキャストを下ろします。

《注意!!》

- ①車いすを使用する人には上体の力が弱い人もいますので、段差や下り坂等で前かがみになる場合は、すり落ちないように注意して介助しましょう。
- ②車いすを使用する人には下半身の感覚がない人が多いので、足をどこかにぶつけてけがをしたり、フットレストから外れて地面を引きずっていても本人は気がつかない場合があります。動き出す前に、フットレストに足が乗っているかどうか必ず確認してください。

●階段

車いすは、4人又は3人で運ぶのが安全です。（電動車いすの場合は6人程度必要です。）
車いすの向きは、車いす使用者の希望を聞いて決めることを原則としますが、基本的に上がる場合は前向き、下りる場合はうしろ向きとします。
階段の上げ下ろしは危険なため、実際に介助する場合は、介助熟練者と一緒にするか、体験会等で介助体験をしてから行うことが望まれます。

4人で前向きに運ぶ場合

- ①ブレーキを完全にかけます。
- ②前の2人はそれぞれフットレストの付け根やキャスト付近の横バーを持ち、後ろの2人はそれぞれハンドグリップやアームレストの後部を両手で持ちます。
- ③前部分を持ち上げ気味にして、4人が「1,2,1,2…」などと声をかけながらゆっくり運びます。

●車いすの寸法、各部の名称等はP.39〔車いすの基本寸法〕、P.40〔車いす各部の名称と考慮すべき点、特徴〕参照

次のコラム P.108



1 建築物

(9) エレベーター ①

設計のポイント

エレベーターは、高齢者、障害者等を含む全ての人にとって最も便利で安全な垂直移動の手段であり、高齢者、障害者等が円滑に操作できて目的の階へ移動できるよう、案内や表示操作盤などに配慮する必要があります。

□エレベーターのかごの寸法は、車いすが180°方向転換できるよう配慮する必要があります。

□エレベーターのうち少なくとも1台は、視覚障害者が使用できるような点字等の表示のある制御装置や、音声による誘導が必要です。

整備基準

【適用施設／建築物（教育施設等を除く。）。ただし、官公庁舎施設等（ア～ウ）、医療施設等（ア～ウ）、保健福祉施設等（ア～ケ）、文化教養施設等、火葬場、公衆便所以外の建築物にあっては、用途面積が2,000㎡以上のものとする。】

●整備基準

- 1 多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する施設においては、かごが当該階（専ら駐車施設の用に供される階にあっては、当該駐車施設に車いす使用者用駐車施設が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合は、この限りでない。

- 2 1に定めるエレベーターは、次に定める構造とすること。

- ア かごの床面積は、1.83㎡以上^②とすること。
- イ かごの奥行きは、内法を135cm以上とすること。
- ウ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとすること。
- エ かご内には、戸の開閉状況を確認することができる鏡^③を設けること。
- オ かご内には、手すり^④を設けること。
- カ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置^⑤及びかごの現在位置を表示する装置^⑥を設けること。
- キ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置^⑦を設けること。
- ク かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80cm以上^⑧とすること。
- ケ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置^⑨に制御装置を設けること。
- コ かご内及び乗降ロビーには、視覚障害者が円滑に操作することができるように点字による表示を併用した制御装置^⑩（ケに掲げる制御装置を除く。）を設けること。
- サ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を150cm以上^⑪とすること。
- シ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時に、かごの昇降方向を音声により知らせる装置^⑫が設けられている場合は、この限りでない。

●基準の解説

- ① 2階で行っている窓口業務を適宜1階で行える体制を整えている場合や車いす用階段昇降機、エスカレーター等により、車いす使用者が2階へ上がることができる場合など、代替えの措置が講じられていることを指します。

- ② 11人乗り以上の大きさです。

- ③ 転回が不可能な場合など、車いすが後ろ向きに降りる場合に利用するものです。

- ④ 車いすの回転や杖使用者等が体を支える際に使用するものです。

- ⑤ 聴覚障害者への配慮です。

- ⑥ 視覚障害者への配慮です。

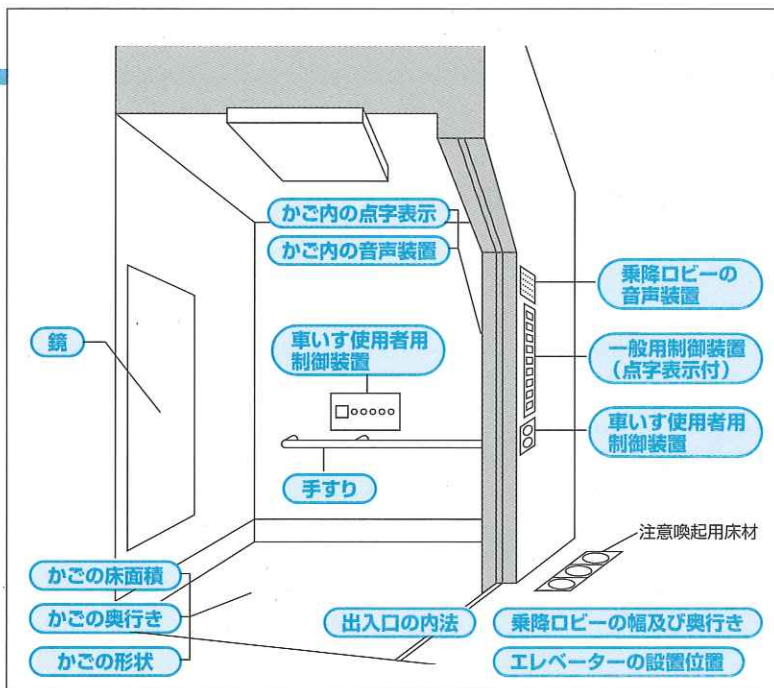
- ⑦ 車いすが通過できる最低の寸法です。

- ⑧ 車いす使用者が容易に操作できる高さ、場所とします。

- ⑨ 点字又は浮き文字で表示します。[P.181参照]

- ⑩ 車いすが回転できる寸法です。

- ⑪ 視覚障害者への配慮です。



さらに望ましい基準

●ハートビル法誘導的基準

昇降機

- 1) 不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する特定建築物には、かごが当該階（専ら駐車場の用に供する階にあっては、当該駐車場に車いす使用者用駐車施設が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターを設けること。
- 2) 1)に規定するエレベーターのうち1以上のものは、次に定める構造とし、かつ、当該エレベーターを主たる廊下等に近接した位置に設けること。
 - イ かごの床面積は、**2.09m²**以上とすること。
 - ロ かごの奥行きは、内法を **135cm**以上とすること。
 - ハ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとすること。
 - ニ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
 - ホ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - ヘ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を **90cm**以上とすること。
 - ト かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
 - チ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（トに規定する制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
 - リ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を **180cm**以上とすること。
 - ヌ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。
- 3) 1)に規定するエレベーターのうち2)に定める構造のエレベーター以外のものは、基礎的基準の4「昇降機」2)のイからハまで、ヘ及びリに規定する構造とすること。

【基礎的基準の4「昇降機」2)】

- イ かごの床面積は、**1.83m²**以上とすること。
- ロ かごの奥行きは、**135cm**以上とすること。
- ハ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとすること。
- ヘ かご及び昇降機の出入口の幅は、それぞれ **80cm**以上とすること。
- リ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を **150cm**以上とすること。